

## 社会教育施設使用料の減免について

### ◎社会教育施設使用料の改定に伴う減免対象団体の見直し

公共施設の利用について、公平性を保つため、適正な受益者負担になるよう見直しを図り、公共施設の適正な維持管理を進めるため、社会教育施設使用料を改定します。

それに伴い、減免対象であった団体の取扱いについても見直します。今まで免除となっていた団体も通常料金の50%相当額の使用料をご負担いただきます。

### ◎施行期日

使用料及び減免規程の改定：令和6年4月1日～

### ◎使用料の減免対象

下記の団体が使用する場合は、条例等で定める料金表の減免団体に該当するため、下記の表のとおり、使用料を減額または免除します。

#### 【免除・減額団体等】

| No. | 利用団体の区分                                                        | 取扱い    |
|-----|----------------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 国、県（池新田高校含）                                                    | 1/2 減額 |
| 2   | 御前崎市、教育委員会、市内の中学校（学校組合含）、小学校、幼稚園、保育園、認定子ども園（校長、園長の申請による場合のみ対象） | 免除     |
| 3   | 地区センター                                                         | 免除     |
| 4   | 町内会                                                            | 免除     |
| 5   | 社会福祉協議会                                                        | 免除     |
| 6   | 御前崎市スポーツ協会（各専門部及びスポーツ少年団）                                      | 1/2 減額 |
| 7   | 御前崎市文化協会（各専門部）                                                 | 1/2 減額 |
| 8   | 社会教育関係支援団体（社会教育学級・家庭教育学級・ボーイスカウト・ガールスカウト）                      | 1/2 減額 |
| 9   | その他教育委員会の関連団体（伝統文化親子教室）                                        | 1/2 減額 |
| 10  | 社会教育施設指定管理者                                                    | 免除     |